

③ 就業不能サポート制度

〈特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】〉

意向確認【ご加入前のご確認】 就業不能サポート制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

- ◆就業不能状態が40日を超えて継続している場合、41日目から給付金をお支払いします。*1
- ◆傷害または疾病により、病院もしくは診療所への治療を目的とした入院または医師の指示による自宅療養をしており、かつ、業務に全く従事できない状態の場合に給付金をお支払いします。
- ◆就業不能状態の場合に、公的保障等を補完し、収入の減少分を補います。(月5万円もしくは月10万円を任意選択)
- ◆精神疾患による就業不能状態には、特定精神障害給付金で備えることができます。
- ◆グループ保険、遺族年金特約制度と同様に、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金として還付されます。

*1 就業不能給付金のお支払いは、1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。特定精神障害給付金のお支払いは、通算して18回を限度とします。また、就業不能給付金と特定精神障害給付金は重複して支払いません。なお、給付金をお支払いできない場合があります。詳細は本パンフレットP21～24に記載されています。必ずご確認ください。

● グループ保険加入者のための制度です。ご加入をご検討ください。 ●

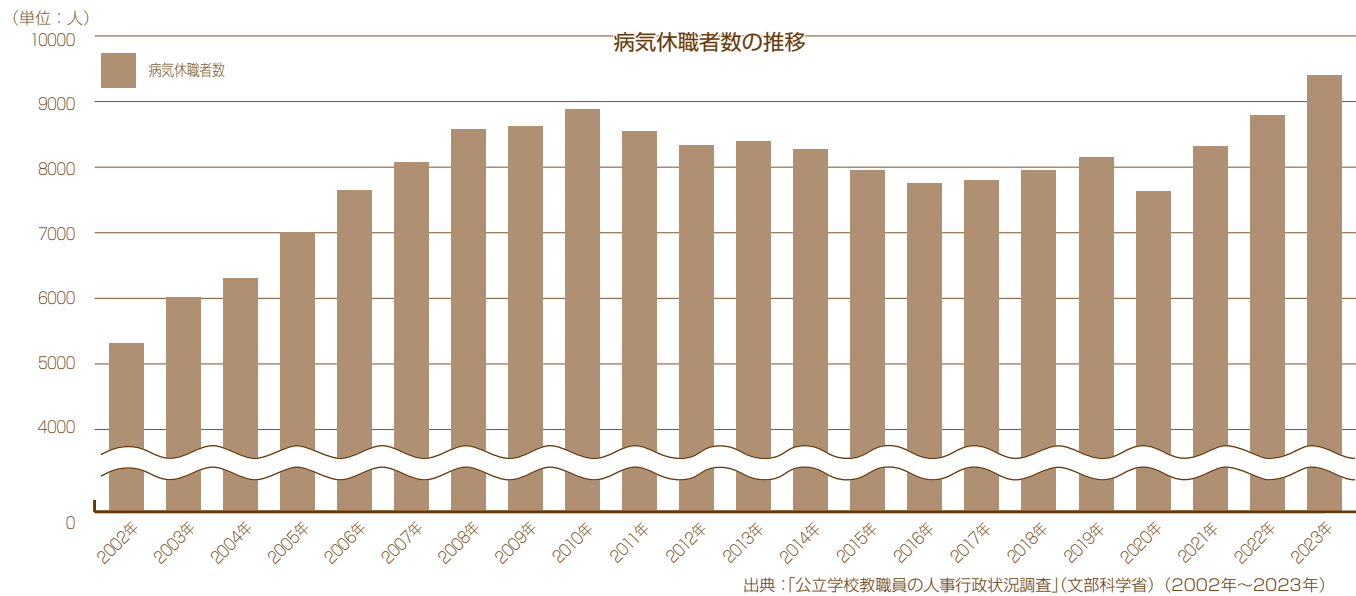
就業不能サポート制度 ご加入についての 注意事項

- 就業不能サポート制度に新規加入（増額）する場合には、告知が必要となります。
 - 新たにお申込みをされる契約については、新たな契約の加入日が責任開始期となります。
- 加入日前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知をいただいている内容に関わらず、原則として就業不能給付金、特定精神障害給付金のお支払いはできません。

制度の必要性

公立学校教職員の病気休職者が増加傾向

文部科学省の調査によると、在職者に占める病気休職者の割合は、2002年から2023年の間で**約1.7倍**に増加しています！



保障額

加入対象区分：本人

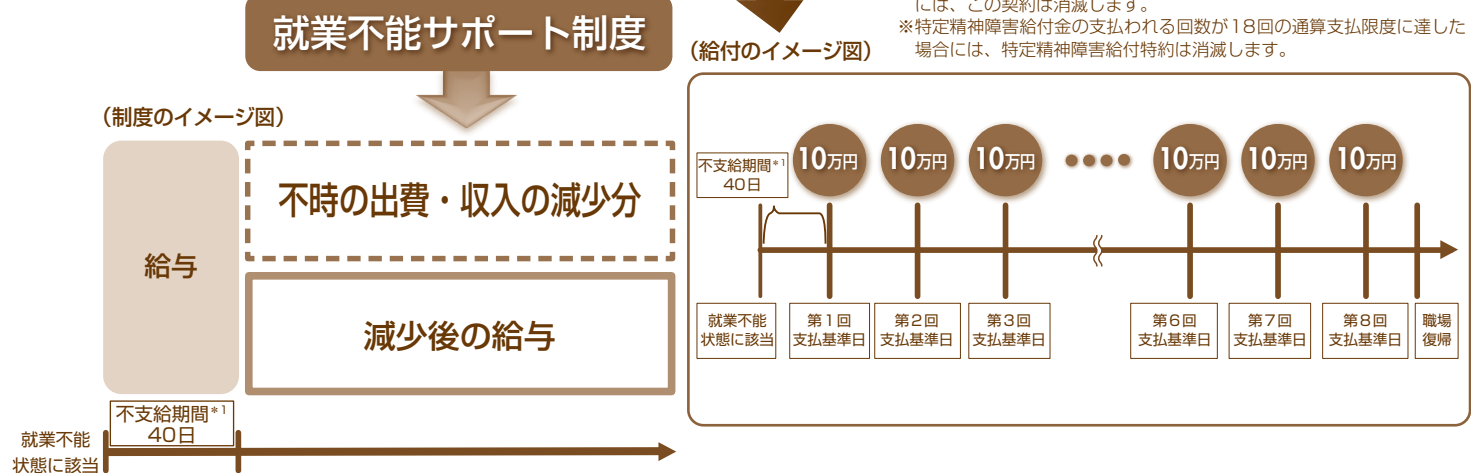
給付内容	基準給付金月額	
	5万円コース	10万円コース
病気やケガによる就業不能状態が40日を超えて継続したとき(毎月の支払基準日(注)まで継続することに1回、最大18回) 主契約	5万円	10万円
所定の精神障害による就業不能状態が40日を超えて継続したとき(毎月の支払基準日(注)まで継続することに1回、最大18回) 特定精神障害給付特約		

(注) 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)

- ・就業不能給付金のお支払いは、1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。特定精神障害給付金のお支払いは、通算して18回を限度とします。
- ・就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

給付イメージ

10万円コース加入の場合



就業不能状態が40日を超えて継続した際に、41日目から給付金をお支払いします！

月額掛金

基本保障：主契約、特定精神障害給付特約

申込コース (基準給付金月額)	5万円コース		10万円コース	
年齢	男性	女性	男性	女性
16歳～20歳	305円	295円	610円	590円
21歳～25歳	335円	320円	670円	640円
26歳～30歳	340円	405円	680円	810円
31歳～35歳	380円	460円	760円	920円
36歳～40歳	415円	470円	830円	940円
41歳～45歳	450円	555円	900円	1,110円
46歳～50歳	540円	655円	1,080円	1,310円
51歳～55歳	705円	690円	1,410円	1,380円
56歳～60歳	995円	855円	1,990円	1,710円
61歳～65歳	1,270円	1,035円	2,540円	2,070円

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳＝2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※記載の掛金は加入者が7,000名以上9,999名以下の場合の掛金です。

したがって実際の加入者数が異なれば上記掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用させていただきます。

※就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。

※特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。特定精神障害給付特約が消滅した場合、掛金は変更となります。

※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。

※本制度は愛知県学校生活協同組合が契約者となります。

※給付金の受取人は被保険者です。

お支払いに関する重要事項が本パンフレットに記載されています。必ずご確認ください。

P21～24